**業務委託契約書**

　◯◯◯◯（以下「甲」）と ◯◯◯◯（以下「乙」）は、次のとおり業務委託契約（以下「本契約」）を締結する。

（目的）

第１条　本契約は、甲が乙に対し第２条に記した業務について委託し、乙がこの業務の遂行を引き受けることをその目的とする。

（業務の範囲）

第２条　甲が乙に委託する業務の範囲は次のとおりとする。ただし、履行に必要な関連業務並びに付随業務を含むものとする。

一　…

二　…

（契約期間）

第３条　本契約の期間は令和◯◯年◯月◯日から令和◯◯年◯月◯日までの◯年間とする。

（契約期間の更新）

第４条　契約期間満了の1カ月前までに甲乙のいずれからも期間を延長しない旨の意思表示がないときは、契約期間は自動的に１年間更新されるものとする。

（報酬等の額）

第５条　甲は、乙に報酬として月額◯円を支払うものとする。

２　前項の金額について課税される消費税等額については、税制の改正等により定められた税率による金額を別途支払うものとする。

（支払時期及び支払方法）

第６条　甲は、乙に対し、当月分を当月末日までに乙の指定する金融機関に振込むものとする。

２　前項の振込手数料は甲の負担とする。

（受託者の報告義務）

第７条　乙は、委託された業務の履行の状況に関して、甲からの請求があった場合には、その履行状況について直ちに報告しなければならない。

（守秘義務）

第８条　乙は、業務上知り得た一切の情報について、甲の承諾なしに第三者に開示してはならない。

（損害賠償）

第９条　乙は、乙の業務の遂行に重過失があった場合に限り、甲に与えた損害を賠償する責任を負う。ただし、乙が負う損賠賠償の範囲は本契約の１年間の報酬総額を限度とする。

（契約解除）

第１０条　甲及び乙は、契約期間中であっても、３カ月前に相手方に書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、どちらかが正当な理由なくして本契約の条項に違反したときは、相手方に通知することなく直ちに本契約を解除することができる。

３　前項の契約解除の場合は、契約期間の途中で被った損害の賠償を請求することができる。

（合意管轄）

第１１条　本契約に関する訴訟は乙の住所地の管轄裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

（その他）

第１２条　本契約に定めのない事項については、その都度、別途協議の上、決定するものとする。

以上、本契約の成立を証するため、この契約書を２通作成して、甲乙各々署名捺印の上、各自１通を保管する。

令和　　　年　　　月　　　日

　委任者（甲）　　住所

　　　　　　　　　氏名

　受任者（乙）　　住所

　　　　　　　　　氏名